

自治会加入促進等活動補助金の手引き

令和7年6月更新

1. 補助金について

この補助金制度は、自治会への加入促進を行う活動に係る経費の一部を補助することにより、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とします。

申請は行事の2週間前まで。
また、補助金交付申請日より前に発行された領収書は対象経費にできませんので、お早めの申請をお願いします。

2. 申請の資格

次の(1)から(4)の項目に全て該当する単一自治会が申請できます。

(1) 吹田市に自治会長届を提出している

(2) 独立した会則と会計がある

※マンション等の管理組合の場合は、管理組合とは別に、自治会として独立した会則と会計があることが条件です。

(3) 1年以上の活動実績がある

(4) 公益的な活動を実施している



3. 補助対象の事業

単一自治会が加入促進を行う自治会主催の事業が対象です。

次の2つの要件を満たすことが必要です。

(1) 自治会区域内の自治会未加入者が参加できること

※加入率が100%の自治会は、補助の対象にはなりません。

(2) 自治会区域内又は自治会区域に近接する場所*で実施すること

※学校のグラウンドや公園も対象になります

なお、補助金の交付は、1自治会につき、同一年度内に1回のみです。



令和7年度より
補助対象事業を拡大
しました!

4. 補助対象となる事業(例)

未加入者へのチラシ配り、加入促進活動を伴う防災訓練、夜回りパトロール、清掃活動、夏祭り、盆踊り大会、ハロウィン、クリスマスパーティー、餅つき大会 など

※その他対象事業の御相談は市民自治推進室までお問い合わせください。

受付



5. 加入促進活動

次の加入促進事業を必ず行ってください。

(1) 事業の実施前 実施案内のチラシの作成・配布

事業実施案内のチラシを作成し、自治会未加入者に対して事前周知を行ってください。

※チラシには「自治会に未加入の方もご参加ください」といった文言を入れてください。

※市ホームページに事業の情報を掲載できます。

ただし未加入者へのチラシ配りなど、事業の実施前に案内することが適当でない事業は、加入促進チラシ等を作成し未加入者へ配布してください。

(2) 事業の当日 加入促進チラシの配布と加入申込受付

事業実施当日は、会場内に自治会加入申込窓口を設けて加入申込受付を行うとともに、吹田市が作成するチラシの配布を行ってください。

ただし、申込窓口を設けることができない事業は、チラシ等に加入申込の受付担当者の

連絡先を記載することで窓口を設置したものとします。

※自治会加入申込窓口の写真とチラシを配布したことが分かる写真を必ず撮ってください。

実績報告に添付する必要があります。

6. 補助対象経費

会場設営費、賃借料、印刷製本費、備品購入費、消耗品費

※食品代、景品代、その他事業に関係のない経費は対象外です。

※補助金の交付申請より前の日付で発行された領収書は対象外です。

7. 補助金の額

次の(1)から(3)の金額のうち、一番少ない額となります。

(1) 補助対象経費の総額

(2) 自治会の加入世帯の数に75円を乗じて得た額に5,000円を加えた額

※加入世帯の数は、申請日を基準とします。

(3) 50,000円

8. その他

(1) 受給の重複を避けるため、吹田市、大阪府などから補助対象に係る補助金等を併給することはできません。

(2) 補助金を受けた自治会は、補助事業に係る収入や支出に関する帳簿、証拠書類を補助事業完了後10年間保管してください。

(3) 当日の天候不良等でやむをえず実施できなかった場合も補助対象になる可能性がありますので、市民自治推進室まで御相談ください。

9. 問合せ先

吹田市 市民部 市民自治推進室 自治会担当

所在地 〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

市庁舎低層棟2階219番窓口

電話 06-6384-1326(直通)

F A X 06-6385-8300

Email ks_jichi@city.suita.osaka.jp



すいたん

自治会加入促進等活動補助金 交付の手続きと流れ

交付申請 (事業の2週間前まで)



【提出書類】

- (1) 吹田市自治会加入促進等活動補助金交付申請書 (様式第1号)
 - (2) 加入促進事業計画書 (任意様式)
 - (3) 自治会加入世帯数届出書 (任意様式)
 - (4) 自治会員名簿 (窓口に御持参ください。世帯数を確認し、お返しします。)
 - (5) 自治会の会則
 - (6) 自治会の今年度の年間活動計画書
 - (7) 自治会の昨年度の年間収支報告書
 - (8) 事業実施案内チラシ (案)
- ※加入促進チラシ (市作成) をお渡しします。

交付決定

書類審査後、交付決定通知をお送りします。



加入促進活動 (事業前～事業当日)

○実施案内のチラシの作成・配布

- ・事業実施案内のチラシを作成してください。
- ・事業前に自治会未加入者に対してチラシを配布し、行事の周知を行ってください。

○加入促進チラシの配布と加入申込受付

- ・事業実施当日は、受付窓口を設けて加入申込受付を行ってください。
- ・加入促進チラシの配布を行ってください。

※当日は、受付窓口と加入促進チラシ配布の様子を必ず写真に撮ってください。



○未加入者へのチラシ配りを行う場合

- ・自治会で加入促進のチラシ等を作成し、未加入者へ配布してください。その際はチラシに加入申込の受付担当者の連絡先を記載してください。

実績報告 (事業後)



【提出書類】

- (1) 吹田市自治会加入促進等活動完了報告書 (様式第3号)
- (2) 補助対象事業実施結果報告書 (任意様式)
- (3) 自治会あての領収書等 (交付申請日以降の日付のものが対象です。)
(支払時に発生するポイントは、支払額から控除します。)
- (4) 事業実施案内のチラシ (事前に提出したものに変更がなければ不要です。)
- (5) 事業当日の自治会加入申込窓口の写真
事業当日の加入促進チラシを配布したことが分かる写真
- (6) 加入促進事業実施後加入新規自治会員世帯数届出書 (任意様式)
- (7) 自治会加入申込書等 (窓口に御持参ください。世帯数を確認後お返しします。)

交付確定

書類審査後、交付額を確定します。



交付請求 (交付確定後)



【提出書類】

- (1) 吹田市自治会加入促進等活動補助金交付請求書 (様式第5号)
- (2) 通帳等の口座名義、口座番号が分かるもの
- (3) 委任状 (振込先が自治会長名義以外の場合)

補助金交付

交付請求から2週間程度で交付します。

